（指定を受けたものとみなす特定装置）

第五条　法第七十五条の三第七項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～十三の二　（略）	（略）
十三の三　第二条第十三号の二の座席ベルト取付装置	第十四号第八改訂版
十三の四　（略）	（略）
十四　第二条第十四号の頭部後傾抑止装置	第二十五号第四改訂版
十四の二　第二条第十四号の二の年少者用補助乗車装置取付具	第百四十五号
十四の三　（略）	（略）
十五～三十四　（略）	（略）
三十四の二　第二条第四十号の二の盗難発生警報装置	第九十七号改訂版第百十六号
三十四の三　（略）	（略）
三十四の四　第二条第四十号の四の車両接近通報装置	第百三十八号改訂版
三十四の五　第二条第四十号の五の事故自動緊急通報装置	第百四十四号
三十五～三十八　（略）	（略）

（特別な表示）

第六条　法第七十五条の四第一項の国土交通省令で定める方式による特別な表示（法第七十五条の三第一項の指定を受けたものであることを示すものに限る。）は、第二条各号に掲げる種類の装置（前条の表各号に掲げる種類の装置を除く。）にあっては第二号様式に定める表示とし、前条の表各号に掲げる種類の装置（同表第三十五号の二に掲げる種類の装置を除く。）にあっては第三号様式に定める表示とし、同表第三十五号の二に掲げる種類の装置にあっては第四号様式に定める表示とする。

2　（略）

（指定を受けたものとみなす特定装置）

第五条　法第七十五条の三第七項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～十三の二　（略）	（略）
十三の三　第二条第十三号の二の座席ベルト取付装置	第十四号第七改訂版
十三の四　（略）	（略）
十四　第二条第十四号の頭部後傾抑止装置	第二十五号第四改訂版
十四の二　（略）	（略）
十五～三十四　（略）	（略）
三十四の二　第二条第四十号の二の盗難発生警報装置	第九十七号改訂版第百十六号
三十四の三　（略）	（略）
三十四の四　第二条第四十号の四の車両接近通報装置	第百三十八号改訂版
三十五～三十八　（略）	（略）

（特別な表示）

第六条　法第七十五条の四第一項の国土交通省令で定める方式による特別な表示（法第七十五条の三第一項の指定を受けたものであることを示すものに限る。）は、第二条各号に掲げる種類の装置（前条第一項の表各号に掲げる種類の装置を除く。）にあっては第二号様式に定める表示とし、前条第一項の表各号に掲げる種類の装置（同表第三十五号の二に掲げる種類の装置を除く。）にあっては第三号様式に定める表示とし、同表第三十五号の二に掲げる種類の装置にあっては第四号様式に定める表示とする。

2　（略）